災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書

久喜市(以下「甲」という。)と三協フロンテア株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、久喜市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(供給物資)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等(仮設事務所、仮設トイレ等) の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に救援物資の要請をするときは、書面により通知するものとする。但し、 緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日書面を提出するものとする。

(供給の実施)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務 を実施するものとする。

(引渡し等)

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則 として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手 段により運搬するものとする。

(報告及び承認)

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

(費用の負担等)

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における 適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。 (費用の支払い)

- 第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を 得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。
- 2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払 うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、 災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成32年(2020年)3月31日までとする。但し、有効期間満了日の1 ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、 甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年12月13日

甲 久喜市下早見85番地の3久 喜 市久 喜 市 長

乙 千葉県柏市新十余二5番地三協フロンテア株式会社代表取締役社長